

漁船保険にご加入の皆さんへ

AIS 設置漁船に助成します

日本漁船保険組合では、海難事故の防止と人命被害の減少を図ることを目的として、船舶自動識別装置（AIS、クラスA）又は簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS、クラスB）を設置した漁船の申請により、助成を行います。

対象となる漁船

AIS（クラスA）及び簡易型AIS（クラスB）を設置した漁船に助成金の交付を行います。ただし、法令等でAISの設置が義務付けられている漁船及びもうかる漁業創設支援事業・がんばる漁業復興支援事業の対象となっている漁船は助成の対象となりません。

助成する額

申請により漁船保険の純保険料（ただし、国庫負担分を除く。満期保険にあっては、積立保険料を除く。）に一定率を乗じて算定します。

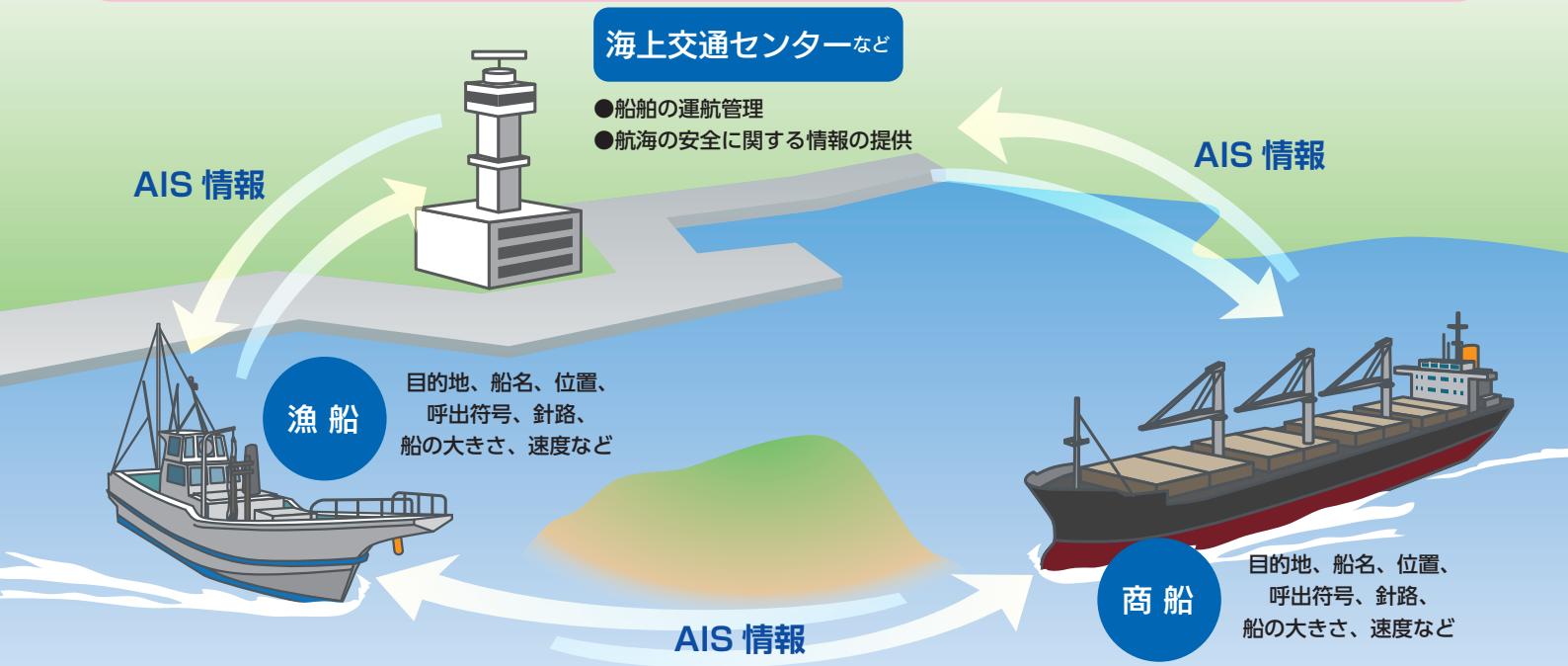
助成の上限額

対象漁船ごとに助成金の額の合計額に上限があります。水産業競争力強化漁船導入緊急事業（浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業）の対象漁船は10万円が上限です。それ以外の対象漁船は20万円が上限です。

申請できる契約の数

対象漁船ごとに申請できる漁船保険の契約の数は5契約までです。

AIS、簡易型 AIS とは、船舶の位置、針路、速度等の航行の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムです。



◆当事業は従前の漁船海難事故防止対策事業（平成29年4月に解散した漁船保険中央会が実施）を引き継いで実施する事業です。

日本漁船保険組合で申請内容の確認を行い、助成額を算定のうえ、助成します。

お問合せは、最寄りの漁船保険組合支所へ



日本漁船保険組合

後援：水産庁

対象となる漁船の助成額算定例

小型漁船

総トン数5トン未満漁船の交付基準の割合は20%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が15万円の場合

1年目 $15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (助成額は3万円)

2年目 $15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (助成額は3万円)

3年目 $15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (助成額は3万円)

4年目 $15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (助成額は3万円)

5年目 $15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (助成額は3万円)

合計の助成額は15万円

(助成額が上限の20万円には達していませんが、申請契約数が5契約に達するため助成額は15万円)

○浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。

中型漁船

総トン数5トン以上漁船の交付基準の割合は10%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が60万円の場合

1年目 $60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円}$ (助成額は6万円)

2年目 $60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円}$ (助成額は6万円)

3年目 $60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円}$ (助成額は6万円)

4年目 $60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円}$ (助成額は2万円)

(ただし、通算の助成額が上限に達するため、4年目の助成額は2万円)

合計の助成額は20万円

○浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。

大型漁船

総トン数5トン以上漁船の交付基準の割合は10%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が150万円の場合

1年目 $150\text{万円} \times 10\% = 15\text{万円}$ (助成額は15万円)

2年目 $150\text{万円} \times 10\% = 15\text{万円}$ (助成額は5万円)

(ただし、通算の助成額が上限に達するため、2年目の助成額は5万円)

合計の助成額は20万円

○浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。